

引越し手続きに伴う関連手続きのご案内

目次（手続き一覧）

■ 住民基本台帳関連	1
・ マイナンバーカードの住所変更	
・ 印鑑登録	
■ 社会保険・税	2
・ 国民年金	
・ 国民健康保険	
・ 後期高齢者医療被保険者証	
・ 介護保険	
・ 125cc未満のバイク等	
・ 軽二輪・小型二輪（125cc以上のバイク）	
・ 軽自動車	
■ 子ども	5
・ 児童手当	
・ 子ども医療	
・ ひとり親家庭医療	
・ 児童扶養手当	
・ 学齢児童	
■ 障がいをお持ちの方	6
・ 心身障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	
・ 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）	
・ 障がい者児関連手当（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当）	
・ 障害福祉サービス受給者証	
・ 心身障害者扶養共済制度	
・ 重度心身障害者医療	
■ 飼い犬	7
・ 犬の登録	
■ その他	8
・ 公営住宅	
・ 防災ラジオ	

■ 住民基本台帳関連

手続名	手続案内	手続窓口 (本庁)	手続窓口 (吉田・三間・津島支所)
マイナンバーカードの住所変更	転出先の市区町村で、マイナンバーカードの住所変更の手続きをしてください。	-	-
印鑑登録	印鑑登録をされている方は、印鑑登録証を返却してください。	市民課 (低層棟1階：届出窓口)	市民保険係

■ 社会保険・税

手続名	手続案内	手続窓口 (本庁)	手続窓口 (吉田・三間・津島支所)
国民年金	国外へ転出される方は、市民課(0895-24-1111)までご連絡ください。	市民課 (低層棟1階：13・14番窓口 国民年金)	市民保険係
国民健康保険	転出予定日をもって資格がなくなりますので、国民健康保険被保険者証を返却してください。	保険健康課 (低層棟1階：17番窓口 国民健康保険)	市民保険係
後期高齢者医療被保険者証	転出予定日をもって資格がなくなりますので、後期資格喪失届の提出及び被保険者証を返却してください。県外へ転出の場合は、負担区分証明を申請し、次の住所地へ提出してください。	保険健康課(低層棟1階：18番窓口 後期高齢者医療)	市民保険係

■ 社会保険・税

手続名	手続案内	手続窓口 (本庁)	手続窓口 (吉田・三間・津島支所)
介護保険	介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証を返却してください。	高齢者福祉課(低層棟1階：20番窓口 介護保険給付・保険料)	福祉環境係
	(要介護・要支援の認定を受けている方のみ) 宇和島市での認定結果を引き継ぐための「受給資格証明書」を発行しますので、14日以内に転出先の市町村介護保険担当窓口へ提出ください。	高齢者福祉課(低層棟1階：21番窓口 要介護認定)	福祉環境係

■ 社会保険・税

手続名	手続案内	手続窓口 (本庁)	手続窓口 (吉田・三間・津島支所)
125cc未満のバイク等	ナンバープレート、標識交付証明書等を持参の上、廃車の手続きをしてください。転出先の市区町村でも廃車手続きは可能なので、転出先までバイクで移動することを考えている方は、転出前に廃車手続きを行わず転出先の市区町村で廃車手続きと登録手続きをまとめて行ってください。	税務課諸税係 (高層棟5階)	税務係
軽二輪・小型二輪（125cc以上のバイク）	住所変更手続きは、転出先を管轄している運輸支局で行ってください。	-	-
軽自動車	軽自動車の住所変更手続きは「軽自動車検査協会」で実施しています。転出先を管轄している軽自動車検査協会にて手続きをしてください。	-	-

■子ども

手続名	手続案内	手続窓口 (本庁)	手続窓口 (吉田・三間・津島支所)
児童手当	受給事由消滅の手続きをしてください。	こども家庭課子育て給付係 (高層棟1階：24番窓口)	福祉環境係
子ども医療	転出予定日(確定日)の前日で資格がなくなりますので、子ども医療費受給資格証を返却してください。	こども家庭課子育て給付係 (高層棟1階：24番窓口)	福祉環境係
ひとり親家庭医療	転出予定日(確定日)の前日で資格がなくなりますので、ひとり親家庭医療費受給資格証を返却してください。	こども家庭課子育て給付係 (高層棟1階：24番窓口)	福祉環境係
児童扶養手当	児童扶養手当の資格がある方はこども家庭課子育て給付係(0895-24-1111)までご連絡ください。	こども家庭課子育て給付係 (高層棟1階：24番窓口)	福祉環境係
学齢児童	学齢児童生徒の保護者に変更がある方は、教育委員会学校教育課(0895-24-1111)までご連絡ください。	学校教育課 (高層棟7階)	—

■ 障がいをお持ちの方

手続名	手続案内	手続窓口 (本庁)	手続窓口 (吉田・三間・津島支所)
心身障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	転出先の市区町村で手続きをしてください。	—	—
自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）	転出先の市区町村で手続きをしてください。	—	—
障がい者児関連手当（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当）	転出先の市区町村で手続きをしてください。	—	—
障害福祉サービス受給者証	障害福祉サービス受給者証を返却してください。	福祉課 （低層棟1階：26番窓口 障がい福祉）	福祉環境係
心身障害者扶養共済制度	住所変更の届出をしてください。	福祉課 （低層棟1階：26番窓口 障がい福祉）	福祉環境係
重度心身障害者医療	重度心身障害者医療受給者証を返却してください。	福祉課 （低層棟1階：26番窓口 障がい福祉）	福祉環境係

■ 飼い犬

手続名	手続案内	手続窓口 (本庁)	手続窓口 (吉田・三間・津島支所)
犬の登録	転出先の市区町村で、登録の住所変更の手続きをしてください。	-	-

■ その他

手続名	手続案内	手続窓口 (本庁)	手続窓口 (吉田・三間・津島支所)
公営住宅	世帯全員が転出される場合は、退去手続きをしてください。世帯員の一部が転出される場合は同居者異動届を提出してください。	建築住宅課 (高層棟6階)	-
防災ラジオ	世帯全員が転出する場合は、防災ラジオを返却してください。	危機管理課 (高層棟4階)	総務係